

(第十五部)

第五回参議院労働委員会會議録第十六号

昭和二十四年五月十八日(水曜)日午後三時四十三分開会

本日の會議に付した事件

○労働組合法案(内閣提出、衆議院送付)

○労働関係調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山田節男君) これより委員會を開きます。前日に引続きまして、質疑を続行いたします。質疑は關係各省ごとにまとめて各逐條に審議した方がよろしいと存じますが、さようにして御異議ございませんでしょうか。

○委員(山田節男君) 一章なら一章としまして逐條御審議を願つて御異議ございませんか。

○委員(山田節男君) 一章なら一章としまして逐條御審議を願つて御異議ございませんか。

○委員(山田節男君) それでは第一章の一條ずつ専門員をして朗読させていただきます。

○委員(山田節男君) それでは第一章の一條ずつ専門員をして朗読させていただきます。

○委員(山田節男君) それでは第一章の一條ずつ専門員をして朗読させていただきます。

○委員(山田節男君) それでは第一章の一條ずつ専門員をして朗読させていただきます。

○委員(山田節男君) それでは第一章の一條ずつ専門員をして朗読させていただきます。

○委員(山田節男君) それでは第一章の一條ずつ専門員をして朗読させていただきます。

○委員(山田節男君) それでは第一章の一條ずつ専門員をして朗読させていただきます。

第十五部

労働委員会會議録第十六号 昭和二十四年五月十八日【参議院】

ありますが、これに対する政府の御意見を一つ伺いたいのではありません。それから第二項の方に新たに但書としてつけましたいわゆる暴力行使の問題、この問題につきまして政府から今まで一般質問で伺ひておられますという、この質問は、又、一般の労働組合におきても暴力の行使はそう考へておられないというように、私は聞いておるのではありませんが、そういう状態であるならば、この條項を入れる必要がないのではないかと思ひます。そこでこの條項を特に差し換へた目的はどういうところから來ておるのか、例えてみれば、この暴力の行使というのとがだん／＼今までよりもふえる傾向にあると政府は考へておるのか、若し考へておるならば、その具体的な、暴力の行使が労働組合運動の中にだんだん盛えてきておるというふうな数字も一つお示しを願ひたいと思ひます。

○政府委員(賀來才二郎君) お答えいたします。第一條は現行法の第一條の趣旨を具体化したものであります。現行法の趣旨とは明らかでないものであります。ただ現行法は新憲法以前に公布されたもので、労働者の團結権、団体交渉権及び団体行動権を特に労働組合法におきまして、規定をする必要があつて、これを規定したしたのであります。この言葉と殆んど同じような言葉を以ちまして、労働組合法によりまするよりも、憲法で廣く強く保障

をいたしておりますので、重複した文句を避けまして、これを更に具体化したしました場合に、どうであるかというのを、必要の程度ここに定めたものであります。従ひまして、この條は、憲法二十八條の基礎に本法が立つておるといふことを示しておることは勿論でございます。憲法二十八條といふものをいけば土俵に例えてみますならば、その土俵の上で必要と認められざる事項を立法しようといふものであります。これを平面的な問題としてみました場合には、憲法二十八條のカバーします事項のうち、基本的なものを取上げたという点であります。向それ以上には、本法全体におきまして、それよりもこれを具体化した点もあるわけでありまして、必ずしもこれら書き加へたことが、憲法の規定しております土俵と、幾何学的に比べて一致するものではありませんけれども、特に法律で具体化する必要のないものは、これは憲法の條文によつて、保障されておるわけでありまして、決してこれがために弱めたということはないのであります。重ねて申し上げますと、現行法で書いてありますことは、新憲法にこれが書いてありますことは、それに基いてこの趣旨を具体化したとして、ここに書いてあるこというわけでございます。御質問の第二点につきましては、檢務局長からお答え申し上げます。

○政府委員(高橋一朗君) 組合法の第一條第二項に新たに暴力の行使は正当と認めない趣旨の改正を入れましたのであります。これは従來三年間の経緯におきまして、實際の争議行為或いはそれを取巻くところのい／＼な字説、或いは論議という中に、恰も暴力を肯定するかのとき傾向もあつたので、かね／＼この点は暴力の行使は、如何なる場合でも正当とは解し得られないのだといふことを明らかにする必要があるのではないかと、今日まで考へておつたのであります。今日までその趣旨のことを通譯などでも語つたこともあるのであります。やはりこの重要な問題、國會の御審議を経て法律として明らかにすべき基本的なものでなからうかといふふうに考へておる次第であります。幸いに最近暴力行使の事件は、従前よりは私に減つておるようには考へておりますけれども、決してその傾向が全然なくなつたとも考へておりません。

○平野善治郎君 第一條の第一項の法の目的をいたしましては、今賀來政府委員から基本的な労働権の問題につきましては憲法に譲つて、これはその具体的ない／＼なことを詳しく書いたといふような話であります。これは又別の機会に／＼法に現れて來る場合に譲ることにして、第二項の暴力行使の今の政府の答へを聞きまして、暴力の行使といふものは大体当然なことでありまして、刑法でこれは取締つております。又今の政府委員の説明を具体的に聞きますと、近頃はだ

ん／＼よくなつて來た。そういう行爲が私の聞いた記憶ではだん／＼前よりもなくなつて來たときに、私はこの條項を入れることが適當ではないのではないかと、私の考へでもあるのであります。こういう労働立法ができて、初めのうちはい／＼これに馴れない点もあり、或いは誤解の点があつたのであります。私の知つておる範圍におきましては、逐次労働組合自身もそういう行過ぎは正されて來ておつて、よくなつておるのじやないか。よくなつておるときに、こういうものを特に入れる必要はないという質問をしたのであります。それで若しこれを入れるところの具体的に増加の傾向があるかといふと、今政府委員の説明によれば、だん／＼前よりは暴力行使はなくなつて來ておる。それで考へるならばその必要がないのじやないかと思ひますが、更に政府の意見を一つお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(高橋一朗君) 暴力の行使は、当然いかにじやないか、刑法にちやんと規定があるではないかといふ御意見でありまして、暴力の行使が許さるべきものじやないといふ点は誠に同感でありますけれども、この條項は刑法に罰則があつても正当なる争議行為となれば処罰されないのだと、こういう規定でありますために、從來その点に關する労働者の方々のお考へなり、或いは指導的な立場にある人々の論説の中においても、可なり曖昧なといふよりも、むしろ誤解が生じ易い傾向が

あつたのであります。従つてただ今日逐次減つて行く傾向にあるからということ、このような考え方を明らかにする必要性がないというふうには考えられませんか。

○平野書記官 だん／＼こういう行為が労働組合自身において少くなつて行くにつれて、これをやらなければならぬということになりますと、私の見解と全く反対でありますから、その答弁はそれ以上求めないのであります。この立法をやつておる場合に、立法者が少くとも余り極端に労働組合に對して理解がないじやないか、なにかものおじておる氣持からこういうことをやつておるのではないかと、いろいろ疑を拂ひわけであります。もう一つ大事なことは、各委員から指摘されたように、こういう文字を使つておりますという、取締の側に立つものがこの字句を誤つて／＼に使つた場合において、非常にそこに悪い結果が来るのではないか、こういうことを非常に心配するのであります。この字句を使つて置いても、取締に對する場合においてなら弊害がないという政府の御見解であるかどうか、この点を一つ承りたいと思ふ。

○政府委員(高橋一郎君) 第一條第一項は、この法律の目的を規定した包括的な一般規定でありまして、これを文字に拘泥して窮屈に解釈するというようなことを考へておりませんし、又そういうふうには適しない條文であるといふふうには考へておるのであります。従つて一條一項の改正がなにか取締を非常に厳しくするのではないかという

ような御懸念は私共はないものと考えるのであります。

○政府委員(賀集才二郎君) 労働省の立場といたしましては、只今の御指摘の点に關連いたしまして、かような規定がありまことに關連をいたしました。只今検務局長から申上げましたように、御質問のような御懸念はないものと考えますけれども、今後の運営につきましては、さようなことが、一件と雖も起ることのないように關係庁とも十分連絡をし、特に末端におきまして、それ／＼の關係庁にはその趣旨の徹底を図らねばならぬと、かように考へておる次第であります。

○原虎一君 やはり今の第一條について具体的に開きたいと思ひます。第一條、第二項の一行目の中項に「労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を達成するたためにした正当なものについて適用があるものとす。」即ち刑法第三十五條の適用を受ける。そこで問題は第一條、第一項に對する現行法と改正法との相異点であります。そこから来る具體的な問題を考へて置かなければならぬ。第一條、第一項は御承知のように、現行法を具体化したものと言われたいが、條文それ自体を見て行きますと、こういう疑が出て來ます。例えば選挙運動に労働組合法の範圍で動くということ、或いは法律の制定に反對し、或いは制定促進運動をする、國際活動をするというようなことは、これは第一條の目的には現れておりません。そういたしますと、その第一條第二項の「労働組合の団体交渉その他の行為であつて前項に掲げる目的を」……この「前項に掲げる目的」といふものは、今私が申しましたような運動は、目的の中に列記されてないし、判然としないのであります。こ

ういふ場合におけるところの当局の考へ方はどういふ解釈でありますか。それから労働省の解釈を伺つた後に續けてお伺ひしたいと思ふのです。

○政府委員(賀集才二郎君) この労働組合法がその目的といたしますところの地位の向上といふことを達成するため、政治活動も必要でありましようし、又國際的な労働活動も必要であらうといふことは十分認められるのであります。ただ第二條におきましては、政治的な……政治的なと言ひましようか、政党と同じように政治活動のみをやる場合には、これは労働組合とは認められないといふことがありまして、そうでない場合には労働組合としての政治活動は認められているのであります。従つてその他の団体行動といふものには、國際活動なり、政治活動といふものは、これのみを主とするものでない限り、当然含まれてゐるものと解釈いたします。

○原虎一君 現行法を改正するに當つて、現行法の精神を具体化したもの、という前提に立てば、今賀集局長の御答弁のようなことが成立しますが、現行法がなく、新しく法律を作られるといふときに、この改正案の第一條を讀んで見ますと、そうならないのじやないか。と申しますのは、第一條の「この法律は、労働者が使用者との交渉に於いて對等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること」の行動範圍といふものは限定されたのであります。即ち現行法に比較いたしますならば、「本法は團結権

ノ保障及団体交渉権ノ保障助成ニ依リ労働者ノ地位ノ向上ヲ図リ経済ノ興隆ニ寄與スルコトヲ以テ目的トス」これは現行法第一條でありますれば、賀集局長の御答弁通り私共は解釈できるのであります。この改正法第一條の「労働者の地位を向上させること」といふことは、どういふことをさせるかといふことになれば、その前に労働者を使用者との交渉において労働者等の地位に置くといふこと、それを促進することによつて労働者の地位を向上させる。あとの団体交渉、団体行動といふような問題について総合的に地位を向上させるという点は、今度取去られているのであります。でありますから、字句の解釈、法文の解釈を冷静にいたしますならば、私が申しましたような政治活動……、勿論政治活動のみを目的としたならば、第二條に違反するのであります。現行の労働組合法の適用を受ける労働組合でも、今度の改正によつては、怪しくなる。これは私はこの点が冷静にお考え願へば、私の質問の趣旨がよくお分りになる、そういう目的といふものが、現行法の精神を説明的にしたために、法の目的といふものが、非常に狭はめられてゐるのであります。その狭はめられたものに對して、二項は労働組合の団体交渉その他の行為であつて、前項に掲げる目的を達成するためにした行為でありますから、いわゆる法律制定のためのデモンストレーションといふものは、一体この第一條の目的に合致するものであるかどうか、合致しない場合においては、即ち第二項の前項に掲げる目的を達成する正当な行為と解釈されな

いという結果になつて來る。でありますから、これは私は非常に重要に考へなければならぬと思ふ。取締を如何にするかの善悪でなくして、立法者の精神が、今後現行法がなくなつた後に、冷静にこの條文のみを以て判断しますれば、私が言つたやうなことが成立するのであります。これは非常に重要でありますから、今少し労働省の御見解を明らかに願ひたい。

○政府委員(賀集才二郎君) 只今のやうな御懸念の点は衆議院でも特に重要に取上げられまして、御質問があつたところでありま。これに關しましては先程私から憲法二十八條との關係について申し上げましたように、本條は憲法二十八條を土俵といふことにいたしました必要と認められる事柄のみを立法化しようといふたものであります。従ひまして憲法におきまして保障といふ文字から見ました場合には、これをやや上廻つた場合も出て參るのであります。ただこれら両方が幾何學的にびつたり一致するかといふことになりま。と、この表現ではさうになつてお。りませんので、この保障のために具体化する必要のないものといふやうなものは、當然憲法二十八條に直接に「これを保障する」といふ方面に委ねておるのであります。で私先程現行法の一條を具体化といふやうなことを申し上げましたが、我々といひましたは、それよりもむしろ憲法二十八條を具体化したもの、かように御了解を願へますれば、現行法の一條とは違ひはないのであります。先程私が申しましたやうな國際活動、政治活動等が、やはりこれらの団体行動のうちに含まれて參る次第でございます。

非常に厳しくするのはないかという

的を「...」。この「前項に掲げる目的」

較いたしますならば、「本法（団結権

いという結果になつて来る。でありま

含まれて参る次第でございます。

○原虎一君 大体労働省としての御見解は一般質問の場合又今日の質問等において、大体要つていない、或いは矛盾する御答弁はないのであります。そこで私自身が法律の専門家ではございません。それで高橋検務局長がお見えになつておられますが、法律専門家としての御見解、これは非常に重要であらうと思ふのであります。で只今の労働省のような見解でこの改正の法文は間違いない、そういう解釈で間違いないのであるか、或いはその相違点が幾分どの点にあるかという点を明らかに願ひたいと思ふのであります。

○政府委員（高橋一君） 大体労働省からお答えしておる通りと考えております。

○原虎一君 我々は實際行動をいたすのでありますから、實際行動の場合におきまして問題を或る程度まで明確に願つて置きたいと思ふのです。従つて先程申しましたような政治運動に、選挙法に基く政治運動に労働組合が活動する、或いは一つの法律制定、或いは法律に反対するデモンストレーションを行ふ、或いは国際活動を行うための國內におけるデモンストレーションを行うという問題については、この一條の目的に何ら反するものでない、一條の目的に副するものであるという今まで御見解を要する必要はない、この明確に判断してよろしいのですか。又法はそういう精神を毫末も狂ていないものでないという見解に立つてよろしいか、その点を明らかに願ひたい。

たしましては、予め一般的に不当といふことは決めることが可なり危険であり、それからその必要が多くなる場合ないのではないかと、即ち何らかの目的でデモをやるといふような場合におきましては、第一條第二項で取締をするに申しますのは、必ず何らかの條文で罰則のある場合でなければ取締することはできないのであります。通常のデモといつたようなものについて、そういうことが通常でないものである、すなわちその不当といふようなことを決めてかかる必要が実務上は殆んどなかつたのであります。今後と雖もやはりそうではないかといふふうに考えております。

○原虎一君 ちよつと検務局長は私の質問の要点を誤解されているやうな氣もいたします。私は一つのデモンストレーション、その事例を言つては第一條に於けるその法の目的に反するは反しないかという問題であります。事例の行爲が刑法に犯れるとか、或いは民法に犯れるといふやうな問題ではない。即ち第一條第二項の「労働組合の団体交渉その他の行爲であつて前項に掲げる目的を達成するために、この前項に掲げる目的を達するといふことに反しないか」といふことを伺ひたいのである。その点を一つも一度明確に願ひたい。

○政府委員（高橋一君） 経済上の地位の向上を図るといふことは、経済は政治に密接に繋がるものでありますから、経済上の地位の向上を図るために或る程度の政治活動といふことは伴ふものと考えるのであります。従いまし

てそういう経済上の主目的のためになすところの政治目的といふことは、当然組合活動として正当視するべきだと思ふのです。併しながら組合といふものが組合法において認められるという根本趣旨から言ひまして、専ら政治目的を行うといふやうなことは、組合のあり方としては私は許されたいと思ふ。そのことが第二條に出てゐると思ふのであります。そのやうな場合には当該組合の活動としては不当になる。ただその不当になつた場合に、それでは通常のデモなんかにつきましては何か取締るのかと言ひますと、デモそのものを取締るものではないから、不当であつてもそれは処罰されないといふことと思ふのであります。従いまし

て現実の問題として、このデモがどち

らになるかといふやうなことは、やはり具体的判断に俟つて外ないといふふうに考えております。

○原虎一君 そういたしますと、結論的に一條の「労働者の地位を向上させること」とそれはその前を承けて、「労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進すること」により、この文句といふものは、余り拘泥する必要はない。労働者の地位の向上を図るといふことが、一つの限定された條文になつて來てゐる。この前の現行法は御承知のように、「本法（団結権）保障及団体交渉権保護助成ニ依り労働者ノ地位ノ向上ヲ図リ」と、こゝになつております。労働者の地位の向上を図るといふことは、今度の改正法では、資本金と同等の地位に置くといふことによつて労働者の地位の向上を図るのだと、こゝに決められたところに私は非常に疑問が生じて來る。そう

いふこともし、そして団体交渉もし、或いは代表者も選び、労働協約を締結する、その他の行爲によつて労働者の地位の向上を図る、こゝになつておれば、これは私は了解できるのであります。ここに私は非常に疑問を持つのであります。尙その点は私の知識の足らざるところであるかも知れませんが、十分に了解いたさない。従つて私は現行法の方を口語体にした方が無難であり、法の精神に副するものである。改正法の方がよりいいのだといふふうに考えることができないことは、甚だ遺憾であります。これ以上は我々の判断によつてこれを如何に扱うかといふことになつて來ると思ひます。大体その問題はこの程度で打切りまして、向あとの條文を進めて行く間に、もつと深く理解できる点がある場合もあると思ひますから、留保いたして置きます。

ただ先程平野委員より質問がありまして、いわゆる暴力行使は労働組合の正当なる行爲と解さない、ここに一つの注意書を入れられたわけでありまして、これに對してもたび／＼すでに質問いたしましたのであります。ただ私は検務局長にお伺ひして置きたいと思ひますのは、或る程度過去三年間におきましては、そういう暴力行爲を余儀なく行なつた組合、敢て行わざるを得なかつた場合、いろ／＼あつてきたと思ひますが、併し先般も一般質問のときに私も申し上げたのであります。労働組合法を制定する以前におきましては、非常に労働争議がこじれて参りますといふと、陰險な事件が起きてゐる。即ち破壊行為であるとか、或いは

蛇を投げるとか、いろ／＼なことが行われた。併し労働組合法が制定された戦後においては、破壊を投げるとか或いは蛇を投げるといふやうな問題は、一件も起きておりません。たまたまこれは戦中、戦報によつて隠れたところの労働大衆が、いわゆる法によつて団結権と、罷業権と、団体交渉権を認められたところに、又戦時中自分らは、資本金階級のなしてゐるいろいろな悪事を目の前に見ている。配給品に對して然り、或いは終戦直後におけるところの軍物資を隠匿する、こゝういふやうな事実を見てゐる。それが正当になか／＼取上げられて解決しない、こゝういふところに労働者の不満が爆発して來た。つまり労働者のみでなくして、日本國民全体が道徳に欠けたところがある。そういう点から考へて大局から考へて行きますれば、私はこゝういふ注意書は、むしろこの弊害があつても今後今日の労働組合は、今御指摘のように、そういう暴力行爲といふものは少なくなるという傾向にある。労働者みづからがそれを冷静に判断する時期になりつつある時に、逆にこゝういふ條文が、注意書に入れるために私に言わせますならば、地方の檢察当局或いは警察官が、こゝういふものができたために、ちよつとしたことも嚴格に労働組合活動を取締らなければならぬといふ考へ方を持つて、逆の結果を來す虞れが多分にある。これはむしろ法を作るときに或いはそういう注意書も必要であつたかも知れません。今日では必要がなくなつたといふときに敢てこれをやるということは、逆の結果を來す。労働組合に關しての知識は取締當局者には地方へ行く程薄いのであり

ます。こういうものにこういうものを見れば、道端におけるところの泥酔者の喧嘩より、労働組合の暴力が一層厳格にちよつとしたわづかのことでも取締らなければならぬという考え方、これの度れが多分にあるのであります。そこで労働省はそういうことがあつてはならぬと言われているのであります。然らば労働省としては、具体的にそういうことの起きないように起る前に御注意が必要である。そういうことが起らないように、如何なる具體的に注意をなされるかこの具體策を一つお聞きしたいと思います。

○政府委員(高橋一郎君) 労働省といたしましては、先程平野委員にもお答え申し上げましたように、又原委員の御指摘のように起つてからでは遅いと考えるのであります。起らない前に十分この立法の趣旨及びここに書きました趣旨の徹底を計るよう努力をいたさなければならぬと考えております。具体的には当然檢察庁当局或いは警察当局の御協力を得まして、又その実施の仕方につきましても、十分緊密な連絡を取つてやらなければなりません。尙我々といつたしましては、直接労働行政の對象になつております労働双方、その他の関係者に対しまして、特に地方労働当局者につきましては、直ちに講習も開きます。又会議も開きまして早急の間にこの趣旨の徹底を図りたいこのように考えております。

○原虎一君 労働省自身の具体的な対策は分りますが、檢察当局の方ではその必要がありとお考えになられますか、その点を一つ明らかに願ひたいと思ひます。

○政府委員(高橋一郎君) 只今の原委員の御趣意は御尤もであります。我々もこの規定を置いたがために、そういうような逆効果を來すといふことは全くこれは望んでおられないし、又そうあつてはならぬと考えておるのであります。そこで今月末全国の労働係理事をすでに招集しております。衆議院でも申上げたのであります。このように國會の審議の経過なんかも十分にそれらに傳へまして、今後の運用に氣を付けたといふふうな考えでおるのであります。又現に法務庁としては労働関係におきましては、現地の可成り細かい事件に至るまで常に報告を取りまして、種々あらゆる機会にこれを検討いたしておるのであります。又その檢察を通しまして、警察職員の方に對しまして、これは直接一般の指揮監督権はございませんけれども、檢察官が檢察権を持つております關係で、十分に何と申しますか指導する機会がありますので、そういう機会に十分これらの御趣意のないように注意したいと思つております。

○國務大臣(鈴木正文君) 非常に重要な点でありますから、私からも原委員にお答え申し上げます。この字句が不当な増外に逸脱するような形で、そういういつた権力の濫用が行われるといふようなことはもとより立法當事者として、全くそういうような意図があつたわけではない。それでは立法の趣旨とはむしろ反するものでありますから、法務庁とも連絡をとりまして、その間の行過ぎ、誤解というふうなことはないように只今岡局長から言われましたやうな、そういうた縁に副つて一応時期を遅れないようにいたしたいと思へます。

○竹下登次君 それに関連してちよつとお伺ひいたします。先日頂いた労働組合に附随して発生した刑法犯一覽表、これを拜見したんですが、この一覽表は二十一年以後の分をお書きになつておるわけでもなさそうに思ひます。それから、これだけでどうという批判ができるわけではございませんが、ただこれを拜見したところによりまして、二十三年に起訴されたのが相当多いので、先程檢察局長から御説明の年々少くなりつつあるという御説明と、逆な統計のことがこれに現れております。が、御説明のようになん／＼減つて行くことであつたならば誠に喜ばしいことであると思つております。それをも少し具体的に数字をお示し願ひましたら非常に結構だと思ひます。戴いた表に起訴の日が書いてありますが、暴行の日と食違つておるようになっています。

○政府委員(高橋一郎君) 労働組合に附随して発生した刑法犯の一覽表ですが、これは恐らく労働省の方で、最高裁判所の事務當局の発行しておる裁判集から取つたものだと思います。従つてこれは決して實際の数字は分りませんが、これから統計的な数字を申し上げますと、昨年は例の政令二百一十号違反、あれがありまして、あれを労働係理事が取扱ひまして、一応労働事件の統計に入れておりますので、総数から言ひますと昨年は減っております。只今手許に累年比較を持っておりますが、私が毎日この報告をすつと見ておる感じで、確かにいふゆる暴力を用いる傾向というのは少しづつ改善の傾向にあるのじやないかというように感じております。只今具體的な統計を持つておりません。

○竹下登次君 先程平野委員の御意見を、だん／＼減つて行くといふ御説明に對する御意見……減つて行くならいいのですが、一応御尤もの意見と拜聴しましたが、それでどうでないならば、あなたのお見込が違つていないならば、違つていないといふことを数字ではつきりお示しなさることが非常に必要じやないかと思ひます。今直ぐでなくとも明日でも結構ですから、成るべく数年間、長い間の統計をお示し願ひたいと思つております。

○政府委員(高橋一郎君) 承知いたしました。

○中野重治君 政府の答弁の仕方に対して私先ず註文して置きたいことがあるのです。それでその註文を容れるか容れないかはそちらの自由ですが、一つは、こちらは眞剣に聞いておるので、それからそれについて答えて頂きたい。といふことを言うのは、例へば暴力規定もこういうふうに入れると、役人側の權利の濫用になる虞が生じはしないかといふ問に對して、そういう虞はない、何となればかくの如く別個に決めてあるからといふ答へ方をして、そういうことのないようにするつもりだ、そういうふうな檢事を集めて訓辭をするというふうな約束を答へられる。これは約束はどういうことにするのかといふ問に對しては、こういうふうにするつもりだといふことを約束するといふことが、十分答へとして受取ることはできると思ひますが、これは一つ飛んでおると思ひます。大体世間では約束を守るならば民自覚ではないとさへ言われておるので、だから、だから約束をなさることは、つまり民自覚がこれを破るといふ性格において罪を一つ重ねるということにしかならぬ。それです。約束を答へられて結構ですが、そうでない場合には問われたことに對して具體的に答へられて、それから信念なり約束を吐露して欲しいと思ひます。

もう一つは檢察局長にやはりこういうふうな改めて欲しいのです。暴力規定に關してそれ程窮屈に解する必要があるまい、こういうお答へで、これはですね、窮屈に解釈する必要はあるまいといふことは一応成り立つと思ひます。いろ／＼な條文の解釈について我々は非常に窮屈に問題を考えて行かなければならない。こういうところですね、現行法の第一條に對して、今度改正の第一條といふものはそれ自身窮屈になつておる。窮屈に且つ曖昧になつておる。文句も長くなつておる。そしてこれはなぜであるかといふと、憲法二十八條或いは二十一條に規定してあるからといふことは分つておるから、それを一層具體化し、明確化するためにこういうふうにしたといふ説明があるわけですが、私はその説明に承諾するわけではない。それは言葉としては一応成り立つ、成り立たせる場合、具體化する場合は、窮屈になつて行く、細かくなつて行く。我々はこれから逐條審議をやつて行くのに窮屈に考えなければならぬ。のみならず今まで政府がいろ／＼な法律を出すとか、或いは法律を改正するといふ場合に、窮屈に考えなかつたために被害は誰が蒙つたかといふと、これはお人好しに考えた法律を適用される人々が蒙

思います。

を遅れないようにしたいと考えます。

向にあるのじやないかというように感

とさ言われておるのですから、だか

しに考えた法律を適用される人々が蒙

つて来ておる。例えばこの前國家公務員法ができたあとき、あのどこかに暴力を以て政府を襲撃しようとするような、そういう団体に入つておるものは國家公務員になれないと、こういうふうな條項が入つてた。それでそういうものは現在日本におるかと言いますと、ありませんと言ふ。將來そういうものが出た場合には、政府が他の現存法令によつてこれを取締るべき責任があるかと言へば、そうですと言ふ。だからこれは現にないし將來も政府が自己の責任を履行するならば、あり得ないもの、そういうものは役人になれない資格條項だということになれば、例えばまあ河童は日本の役人になれない。これは資格條項で書出すのはおかしいということに対して并手事務次官でしたか、併し法的觀念として成立つてゐる。連記録を積み上げてよいのですが、法的觀念として成立つ、そういう暴力を以て政府を襲撃しようという者は國家公務員にはなれないということは一応法として成立つてゐるじやないかというところは言えるわけですが、私はそのとき反対したのですが、多数が賛成して入れたわけですから、そうして今度は政府が極めて窮屈に考え、且つ適用して、教育公務員の免許法案のあれですが、今度の法案はやはりそういうものはそのまゝ残して、こういう者には教師の免許状を与えることができない、こういうことを言つておられます。

うことは誰も考えておられない。であれが問題になると、あれは警察官に協力して下りたのだ、こういうことを政府は答えておる。だから我々は何でもかんでも窮屈に考えなければならぬ。こうは考へません……、検務局長が問題によつては窮屈に考へないといふのだらうという意見が出た。ときによつては出得るというところは認めますけれども、併しこういう労働組合のこれからの多くの運命に関する問題は、現行法規が改められるのであるから、そこに新しい規定が挿入されるときはこれを窮屈に考へて行かなければならぬ。このために我々は審議に集まつておるのであるから、だから窮屈に考へて、それで明確になればそれで決定するわけですが、ですから私としてはすべての問題について言うわけにはありませんが、こういう問題については、我々は窮屈にこれから審議して行くのであるから、それに対してそれ程窮屈に考へなくともいいでしようということを以て答へとして置かうということとは困ると思ひます。その点をどうか肚に入れて答へを出すようにして頂きたいと懇願するわけですがね。

で説いてそういうことを承して貰つたものとして、この問題についてお尋ねしたいのですが、この第一條現行法がこんなふうになりますね。これは文章も長くなつておる。それから書いてあることがどうも……。私さつき逐條朗読を省略するといふことについて私も賛成したのですがどうもよく分らないのです。これはつまり憲法二十八條、二十一條関係は一般に大きく規定しておるけれども、併し労働組合に關しては、規定してないわけですね。

それだからあのことを労働組合に關して、この第一條できつぱり規定するといふことは筋合上成立つと思ひます。それによつて具体化する、一層明確になる、ところがこれを日本文として読みますと、現行法の第一條に比べて文章も悪い。この目的は何にあるのか。例へばこの法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより労働者の地位を向上させること、又そのようにしてなすことを目的とする、こうなつておりますね。これならば私はこの規定には反対です。反対であるが、こういう分り難いことを書くなら、もつと分りやすく書く日本語があるから、これは労働者が団結して労働者の地位を向上させること、そのために自主的に労働組合を組織されること、こういうことを守るためにといふことを目的とするといふことを書いたらよかりそうなるものを、実に變味な書き方をしておる。私はその点だけでも大きく保障されておるものを更に細かく具体的に規定したのだといふことがどうも肯けないわけですが。大きく保障されておるものを具体的に規定するならば、一層明確にならなければならぬわけですが、ところが却つて具体化し、小さい範圍に限つて書いたところが變味になつておる。これはどういふわけですか。そういうふうには感じられないのですか。

○政府委員(實業才二郎君) 只今中野委員のような御意見は各方面からも十分承つております。併し我々の所期いたしましたところは、先程中野委員の御理解のような大筋を具体的に現わすために、これが適当な文章になつておると、かように考へる次第でございます。

○中野重治君 そうですとこの第一條に対する意見は私にありますがけれども、今意見は述べない、質問の範圍において言つて、若し政府がみずから唱へるべき目的にかなうならば、この文章を文章として全面的にもつといふ日本語に變更することには賛成ですね。

○政府委員(實業才二郎君) 政府といひましては、この文章を以ちまして妥當と考へております。併しながらこれは國會に提案をいたしました御審議を願つたものでございまして、國家の御意見を承つて、政府といたしましてはそれに対應しなければならぬといふことになるわけでございます。

○中野重治君 そこで刑法關係の問題で、すでに他の人も尋ねられたことですが、まだ肝腎のことがどうもよく分らないので重ねて問いたいと思ひます。が、今まで分つたところでは、政府答弁によれば、暴力行為というよりなものは、組合運動の發展につれて大体において次第に減る傾向をとつておる、ところがずつと前にこの問題が問題になつたときは、検務局長である國宗榮さん、國宗榮といふのは検務局の人ですね。

○政府委員(高橋一郎君) 私の前任者です。

○中野重治君 あなたの前任者の場合に、こういうふうには答へられております。これは現行法に關するわけだからと思ひますが、問題は輕犯罪法が出ることに關してありますが、途中から読みますと、更に二十八號の点につきまして特にお話がございましたが、他人の進路に立寄がつて、若しくはその身辺に群がつて立退こうとせず云々とありますのは、正に労働争議等におきます団体交渉の際に適用されるものではないかという、こういう御懸念でありますけれども、団体交渉をいたしますことは、御承知の通り憲法で保障されておる重大な權利でもございまして、更にこれは組合法にとりましてその争議行為が正當である限り、一切の違法性を訴却することになつております。この法律全体から申しまして、輕犯罪法全体から申しまして、正當な理由がなくて、或いは濫りにという文字を使つておりますし、それらが書いてあるまでも、すべてこの刑法上の違法性を訴却する趣旨にこれはできておるのであります。當然に労働団体の行動、団結権並びに団体交渉というふうな場合におきますところの労働組合員の行動並びにいゝゆる大衆運動等に参加する大衆を挙げるとか、或いは旗竿を持つといふことは、社会通念上當然許される行為ではあります。これはやはり刑法の總則の規定から考へても、違法性を訴却されると、こう言つておるわけですが。それで一方ではこういうことが前にあなたの前任者から言われ、且つ正確な統計というのでは必ずしもないでしやうけれども、あなたの手許に集つた報告によれば、大体においてこういう暴力沙汰といふものは減つておる、それから他の委員のみずから體驗によつても次第に減つておる、こういうわけであるならば、こういう暴力規定を入れることは何と云ひますか、麦畑に毒を注ぐやうなものではないか、これは勿論この前國家公務員法が成り立つたときのように、法的

觀念としては成り立ちますよ。私は法的觀念として成り立たないというのではない。併しすでにあなたの前任者がこう言い、労働組合の側からも、使用者の側からも、又その他の経験者からも勿論あなた自身の集計によつても次第に減つておるといふときに、何のためにこゝろ新しい規定を入れたければならぬか、而もその新たな規定といふのはどういふ規定かといふと、我が余程窮屈に考へて、事前に具体的な防止策を講じなければ、末端へ行つて非常に大きな被害を労働組合側は蒙らざるを得ないような、そういう規定ですね。それを何故入れなければならぬか、この点を一つ話して欲しいと、こゝろ思ふのです。

○政府委員(高橋一朗君) 私が先程窮屈に解すべきではないといふよりなぶに申上げましたのは、一條の第一項の問題であります。第二項の暴力規定を意味にしようといふような考えはございませぬ。但し運用は別でございませぬ。一條一項の方は、先程労働省の方からもお話があつたやうであります。が、要するに憲法の規定を具体的に大筋を規定したものである、こゝろいふに理解するので、その意味において大筋以外の点をこの文字の末に拘泥して解釈しようとは思はない、又それに適しないのじやないか、こゝろいふ意味なのであります。それから暴力を以てする事犯が減つておるといふ云々という再度のお尋ねでありますけれども、暴力を肯定するやうな思想に基く、考へ方に基く事犯といふものは決して何と申しますか、是正されておるといふやないのじやないかといふふうに考へるのではありません。たま／＼起りましたら

○中野重治君 外務委員のお言葉もあるやうです。今日のところは後一つで止めようと思ひます。それは窮屈に解釈する必要はないのではないかと、こゝろについて、私の問に對してお答えがありました。これは私の質問に對する答へではありませんでしたからそれには煩れませぬ。

次に暴力を是認するやうな思想があり、或いはそれに基く行動が後を繼つたといふふには、つまりさつきの問題はさつきの通りであるとしても、考へられないといふお答えでしたが、私はそれは認めませぬ。これは現にこの政府がトラックを乗りつけて来て、そうしてぶち回してデパートへ持つて行つてば／＼競賣をやつておるといふやうなことがあります。さつき申しましたやうに汽車へ乗つて来た人間を警棒で叩き出して、そうしてやつておるんです。これはそういう思想はあつて、そういう思想に基く組織的な暴力が行われておるといふことは私は認めます。併しながら労働組合が争議その他の活動において、そうして暴力を不当に用いるといふやうなことが減つて来たといふことは、これはすでに今までの報告によつて認められておるわけですから、私は問題をそこへ限定して行かなければならぬから、この労働組合法に關する限りは……、それからそれは又別個に私は労働局からさつきのあのリストが出たときに、非常に不審に思ひまして、これは早川委員も

本会議で質問されましたが、あの出所といふものは非常に疑わしい、これは私はすぐ最高裁判所に行つて、あの政府がその現物からあつた集計を出して来たところの現物を見ました。そうすると非常に沢山ある、それから暴力行為は何件とかそんなふうに出して来ておるわけですね。如何なる標準であるに書いてない。それで私が口を離つてば／＼言つて、やつと昨日になつて原本の抜萃がやつと提出されたわけですね。大体若し政府の側に本當に暴力を憎む心があつて、そうして日本の労働組合運動に暴力がくつついて来た。まだ後を断たない。これを本當に眞直な方法によつてなくさなければならぬといふ肚があるならば、あつた何件が何件、何が何件といふものを出して来たときには、いかなる現物によつてどういふ標準を出して来たかといふことを同時に提出しなければならぬ。そうでなければ、これは労働組合はこんなな暴力事件を起しておるのだ、何件あるのだ、すでに……。それだから暴力規定をこゝへ挿むことは適當であるといふことを委員達に呑み込ませるといふ、かかる邪な心で出して来たといふことを拒否できないわけでしょう。それでそれから私はおそろく私がこゝろいふことを言へば、そういう邪な心があつて、下心に基いてあつたリストを出したわけではありませぬと答へられるでしょう。私もさう答へて貰へなければならぬ。だからさう答へられることは問題ないわけですよ。今まで問題の出し方が、つまりあつたリストをポンと出して、そうして委員会に誘導質問をかける、そうしてこゝへ暴力

規定を挿むことを幻想させるやうに、いつも問題を持つて来る。こゝろいふやうな基本的な改めるために、かくのごとくやるというその保障が言明されるならば、その上に立つて將來はこゝろ約束すると言つても、私はこれを約束して採り上げる余裕はあります。

○政府委員(松崎芳雄君) 中野さんからこの前から御請求があつたのでありますが、何分あの本は、御承知の通り非常に部厚い本でありますので、あの本自体をお配りするといふことは金もかかりますのでできません。それでその抜萃を非常に速くやつて相済みせんが、御承知の通り御提出してあるわけでありませぬ。今後におきましては、この資料の蒐集といふものは、結局私のところの労力が大変であります。が、相当労力も出ますので、なるべく早くいたします。

○中野重治君 分りました。あつたものを調べて抜き出すのは大変ですから、時間のかかることは私は認めます。私の聞きたいのは、その仕事は非常に面倒であることは認めますけれども、あつたものを何のために出そうとしたかを是非反省して欲しい。これが一つですね。それからあれが結局第三案まで行つて確定した場合でも、これは一応認められるだけであつて、また一審二審と途中にあるものを、暴力行為の例として例に準げること自身学問的には違法であると思ひます。これは検察局長も認められるであらうと思ふ。最終決定でさえも場合によつては疑い得るのですから……、併し我々は最終決定は認められるとして、最終決定まで行かないものも、何は何件といふやうに出して、これを

一つの典拠としようとする、或いはこれを一つの根拠となり得るがごとき形において提出することは、これは妥協ではないと考へる。これは今日國會で收賄とか何とか言つて問題になつておる人があります。併し我々は、決定が最終段階にまで来ておらないから……國會の議員の議席を有して法廷に行つた人がある。併し我々は最終決定を尊重して、國會議員としての活動を許しておるわけですよ。これは我々は法を尊重する以上は當然であると思ふ。その法の下にはすべての人が平等なんだから……。労働組合に關してのみ最終決定に行かないものを、一つ二つと算盤を弾いて、何々は何件と言ふことは、やはり考え直して貰わなければならぬ。このことは考え直して貰えないといふならば別ですけれども、そういうことを考え直して貰ふこととして、今日の質問はこれで終ります。

○原虎一君 本日はこの程度で散会されんことを望みます。

○委員(山田勇君) 只今原委員からの提案もございませぬが、すでに時間が五時近くなつております。如何でございませう。一応第一條の質疑は終了したものと認めて送交ありませんか。

○委員(山田勇君) ではどうでございませう……。

○波多野君 第一條がまだあるかも知れませぬ。

○原虎一君 第一條は非常に問題ですから、打切らんことにしておいて頂ければ……、第一條が十分に質されれば、後は比較的スムーズに行くのではない

であります。たゞ／＼起りました。不審に思ひまして、これは早川委員も導問をかける、そしてここへ暴力何は事件というよりに出して、これを後是比较的スムースに行くのではない

かと思ひますから、そういうふう願ひます。

○委員長(山田節男君)では今日の第一條の質疑を続行するといふことになしまして、明日十時から開會することになつてゐます。本日の労働委員会はこれを以て散會といたします。

午後四時五十六分散會

出席者は左の通り。

委員長 山田 節男君
理事 一松 政二君
平野 善治郎君
早川 愼一君

委員 原 虎一君
村尾 重雄君
岡田喜久治君
門屋 盛一君
竹下 豊次君
波多野 鼎君
田村 文吉君
中野 重治君

國務大臣 労働大臣 鈴木 正文君

政府委員 労働政務次官 宿谷 榮一君
労働事務官 (労働局長) 賀來才二郎君
労働事務官 (労働局労働法規課長) 松崎 芳君
法務廳事務官 (檢務局長) 高橋 一郎君

昭和二十四年六月三日印刷

昭和二十四年六月四日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局